

事 務 連 絡
令和2年4月 4日

各学校体育施設開放運営委員会 委員長 様

佐賀市長 秀 島 敏 行
(公 印 省 略)

佐賀市教育委員会
教育長 東 島 正 明
(公 印 省 略)

佐賀市立小中学校令和2年度教育活動の開始に伴う
学校体育施設の利用について（通知）

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、本県で5例目の感染者が確認されるなど、未だ予断をゆるさない状況にあります。しかし、現在のところ県内における感染経路は特定されており、コントロール下にあるとの見解を県が示していることから、佐賀市では4月6日（月）から感染予防を徹底したうえで学校を再開することといたしました。

また、中学校の部活動については、令和2年3月25日（水）から再開しておりますが、感染症拡大防止の観点から、各学校に対しては当面の間、合同練習や対外試合、県内で開催される大会への参加を自粛すること、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないように配慮することなどを通知したところです。

つきましては、学校体育施設における児童・生徒の社会体育利用につきましては、引き続き、この趣旨を踏まえ、適切な利用※となるように御配慮いただきますようお願いいたします。

また、一般（大人）の屋外施設の利用につきましては、感染症予防の対策を徹底した上で、通常利用を可能とします。

なお、この取り扱いにつきましては、今後の状況変化により利用制限のあり方を変更していただく可能性があることを申し添えます。

※「適切な利用」とは、例えば、チーム内での練習は可、合同練習や対外試合、県内で開催される大会への参加等は不可とし、屋内での活動におけるこまめな換気など感染症対策を徹底すること

佐賀市 地域振興部
スポーツ振興課 管理係
TEL：0952-40-7361